

ガン治療保険

上皮内新生物治療給付特約付ガン治療保険（無解約払いもどし金型）

さまざまなガン治療をしっかり保障

保障内容

重要

保険期間・保険料払込期間：10年 ※基本給付金額20万円の場合は、基本給付金額10万円を2倍に

このようなときにお支払いします		お支払額	基本給付金額 5万円の場合	基本給付金額 10万円の場合	基本給付金額 15万円の場合
ガン治療 主契約	ガンにより手術を受けたとき 何度でも保障 入院しなくても保障	ガン手術給付金 基本給付金額×2	1回につき 10万円	1回につき 20万円	1回につき 30万円
	ガンにより以下の手術を受けたとき*1 食道、胃、小腸、結腸、直腸、 肛門の切除術および全摘出術 何度でも保障 入院しなくても保障	ガン特定手術 サポート給付金 基本給付金額×2	1回につき 10万円	1回につき 20万円	1回につき 30万円
	ガンにより放射線治療を受けたとき 60日に1回を 限度として 何度でも保障 入院しなくても保障	ガン放射線治療給付金 基本給付金額×2 60日に1回限度	1回につき 10万円	1回につき 20万円	1回につき 30万円
	ガンにより化学療法（抗がん剤治療）を受けたとき 入院しなくても保障	化学療法給付金 基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき 5万円	1回につき 10万円	1回につき 15万円
	ガンによる疼痛などの緩和のために 緩和ケアを受けたとき 入院しなくても保障	緩和療養給付金 基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき 5万円	1回につき 10万円	1回につき 15万円
上皮内新生物 上皮内新生物 治療給付特約*2	上皮内ガンにより手術を受けたとき 何度でも保障 入院しなくても保障	上皮内新生物手術給付金 特約基本給付金額×2	1回につき 10万円	1回につき 20万円	1回につき 30万円
	上皮内ガンにより放射線治療を受けたとき 60日に1回を 限度として 何度でも保障 入院しなくても保障	上皮内新生物 放射線治療給付金 特約基本給付金額×2 60日に1回限度	1回につき 10万円	1回につき 20万円	1回につき 30万円



特約を付加することで、保障をさらに充実させることができます。（任意付加）

ご注意ください 「終身医療保険 セルフガードⅡ」と同時にお申込みをされる場合、および、現在ご契約されている医療保険に「先進医療

給付特約(12)」などが付加されている場合は、重複して付加することはできません。

特約 ガン先進医療 ガン先進医療給付特約(12)	ガンにより先進医療*3による療養を受けたとき 入院しなくても保障	ガン先進医療給付金 1回の療養につき1,000万円限度、 通算2,000万円限度	1回の療養につき 先進医療にかかる技術料と同額*4
	ガン先進医療給付金の支払われる療養を受けたとき 入院しなくても保障	ガン先進医療一時金	1回の療養につき 15万円



アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

ご利用いただけます。

詳しくは39・40ページをご覧ください。

- *1 ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除きます。
- *2 上皮内新生物治療給付特約は、あらかじめ主契約に付加されます。
- *3 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびそのお支払いはありません。
- *4 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に診断確定された所定のガンまたは所定の上皮内新※ガン先進医療給付特約(12)について、同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療また、給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

この度、経済産業省および関係独立行政法人の職員のみなさまへの福利厚生制度の一環として、みなさまのご意向を推定し、ガン治療保険をご提案させていただきます。
ご希望に沿う場合はパンフレットなどにてご確認ください。ぜひこの機会にお手続きくださいますようお願い申し上げます。
なお、下記以外の保障をご希望の場合やその他ご不明の点がございましたら、お問合せ先までご連絡ください。

【推奨理由】一般財団法人 通商産業福祉協会は、会社との長年の取引関係、保険会社の事務手続・保険金・給付金対応等を総合的に勘案した会社方針により、取扱保険会社の中から以下のアクサ生命保険株式会社の商品を選定し推奨します。

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

ガン

ガン治療保険（無解約払いもどし金型）＜主契約＞
上皮内新生物治療給付特約／ガン先進医療給付特約(12)

してください。（ただし、ガン先進医療給付特約(12)は、基本給付金額にかかわらず、一律記載の金額となります。）

ガン治療保険

団体名・取扱募集代理店：
一般財団法人 通商産業福祉協会

10年満了（90歳まで自動更新）

90歳以降は一生涯保障

グループ保険

総合医療保険

終身医療保険
セルフガードⅡ

ガン治療保険

（契約概要・注意事項・重要事項説明書
等）

※給付金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「ガン治療保険」 月払保険料表(団体取扱) 重 要

ご契約日(令和2年8月1日)現在の年齢による保険料が適用され、ご契約後10年間はその保険料は変わりません。退職後もご契約を継続することができます。保険料の払込期間は、10年です。なお、契約年齢90歳となる契約応当日の前日まで自動更新となり、90歳時に終身へ更新されます。(令和2年1月現在、単位:円)

契約年齢	基本給付金額 5万円		基本給付金額 10万円		基本給付金額 15万円		 特約	
	基本プラン							ガン先進医療給付特約(12)
	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
5歳	月払保険料1,000円未満のため、お取扱できません。	月払保険料1,000円未満のため、お取扱できません。	1,040	1,050	1,560	1,575	64 (全年齢男女共通)	
6歳			1,040	1,050	1,560	1,575		
7歳			1,040	1,060	1,560	1,590		
8歳			1,040	1,060	1,560	1,590		
9歳			1,040	1,060	1,560	1,590		
10歳			1,040	1,070	1,560	1,605		
11歳			1,040	1,080	1,560	1,620		
12歳			1,040	1,090	1,560	1,635		
13歳			1,040	1,090	1,560	1,635		
14歳			1,050	1,100	1,575	1,650		
15歳			1,050	1,110	1,575	1,665		
16歳			1,060	1,120	1,590	1,680		
17歳			1,060	1,120	1,590	1,680		
18歳			1,070	1,130	1,605	1,695		
19歳			1,070	1,140	1,605	1,710		
20歳			1,080	1,150	1,620	1,725		
21歳			1,080	1,170	1,620	1,755		
22歳			1,080	1,180	1,620	1,770		
23歳			1,090	1,200	1,635	1,800		
24歳			1,090	1,230	1,635	1,845		
25歳	1,100	1,260	1,650	1,890				
26歳	1,100	1,290	1,650	1,935				
27歳	1,110	1,340	1,665	2,010				
28歳	1,120	1,390	1,680	2,085				
29歳	1,140	1,460	1,710	2,190				
30歳	1,160	1,520	1,740	2,280				
31歳	1,190	1,600	1,785	2,400				
32歳	1,230	1,690	1,845	2,535				
33歳	1,260	1,790	1,890	2,685				
34歳	1,320	1,900	1,980	2,850				
35歳	1,005	1,380	2,010	3,015				
36歳	1,075	1,450	2,150	3,225				
37歳	1,140	1,510	2,280	3,420				
38歳	1,215	1,600	2,430	3,645				
39歳	1,295	1,680	2,590	3,885				
40歳	1,370	1,760	2,740	4,110				
41歳	1,445	1,850	2,890	4,335				
42歳	1,525	1,950	3,050	4,575				
43歳	1,015	1,600	3,200	4,800				
44歳	1,070	1,675	3,350	5,025				
45歳	1,120	1,750	3,500	5,250				
46歳	1,185	1,815	3,630	5,445				
47歳	1,245	1,885	3,770	5,655				
48歳	1,315	1,940	3,880	5,820				
49歳	1,400	2,000	4,000	6,000				
50歳	1,495	2,045	4,090	6,135				
51歳	1,600	2,095	4,190	6,285				
52歳	1,720	2,130	4,260	6,390				
53歳	1,855	2,165	4,330	6,495				
54歳	1,995	2,200	4,400	6,600				
55歳	2,145	2,230	4,460	6,690				
56歳	2,310	2,255	4,510	6,765				
57歳	2,480	2,280	4,560	6,840				
58歳	2,670	2,300	4,600	6,900				
59歳	2,855	2,320	4,640	6,960				
60歳	3,055	2,330	4,660	6,990				
61歳	3,255	2,340	4,680	7,020				
62歳	3,470	2,345	4,690	7,035				
63歳	3,680	2,345	4,690	7,035				
64歳	3,880	2,345	4,690	7,035				
65歳	4,060	2,345	4,690	7,035				
66歳	4,235	2,345	4,690	7,035				
67歳	4,390	2,350	4,700	7,050				
68歳	4,525	2,350	4,700	7,050				
69歳	4,635	2,350	4,700	7,050				
70歳	4,720	2,350	4,700	7,050				
71歳	4,775	2,350	4,700	7,050				
72歳	4,800	2,350	4,700	7,050				
73歳	4,800	2,350	4,700	7,050				
74歳	4,805	2,350	4,700	7,050				
75歳	4,805	2,350	4,700	7,050				

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
※基本プランの保険料には、主契約、上皮内新生物治療給付特約の保険料が含まれています。基本プランの保険料のうち、上皮内新生物治療給付特約の保険料は基本給付金額5万円では全年齢男女一律5円、基本給付金額10万円では全年齢男女一律10円、基本給付金額15万円では全年齢男女一律15円です。
※更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。(例:30歳男性が上記基本プランの基本給付金額10万円(保険料1,160円)でご契約された場合、40歳で更新される際の更新後の保険料は1,760円となります。なお、この更新後の保険料は令和2年1月現在の保険料率で計算しております。)
※ガン先進医療給付特約(12)の保険料は、基本給付金額にかかわらず、一律記載の保険料となります。
※月額保険料が1,000円未満となるご契約はお取扱いできません。

基本給付金額 20 万円の保険料の計算方法
・基本プランの保険料は、基本給付金額10万円の保険料を2倍にした金額となります。(基本プランの保険料のうち、上皮内新生物治療給付特約の保険料は全年齢男女一律20円です。)

+

基本給付金額 20 万円の保険料の計算方法

特 約

ガン先進医療給付特約(12)

男女共通

64
(全年齢男女共通)

ご契約のお取扱い 重 要

契 約 日 お 責 任 開 始 期	令和2年8月1日です。 ● 責任開始に関するご注意 …このご契約には団体取扱特約条項で定める「第1回保険料を団体から払い込む場合の特則」が適用されますので、口座(給与)から第1回保険料を振替(控除)した日より保険契約上の責任が開始されます。 (口座振替の場合の責任開始期:令和2年7月20日(月) 給与控除の場合の責任開始期:令和2年7月の給与日) ※保険料は原則として毎月給与またはご契約者指定の口座よりお払込みいただきます。 ※第1回保険料の口座振替が不能だった場合は、責任が開始されません。
申込資格および 取 扱 範 囲・ 契 約 限 度	● お申込み資格 経済産業省および関係独立行政法人の職員および同居または生計を一にする家族(配偶者・子供・父母)で、ご契約日における満年齢が5歳から75歳までの方とします。家族だけを被保険者とするご契約もできます。 ● 取扱範囲 主契約基本給付金額5万円・10万円・15万円・20万円よりお選びください。 ※上皮内新生物治療給付特約の特約基本給付金額は、主契約の基本給付金額と同額になります。 ※月額保険料が1,000円未満となるご契約はお取扱いできません。 ※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。 契約限度 ……アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約が制限される場合があります。
告知について	ご契約に際しては各被保険者について、下記告知事項①～④をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄について、「いいえ」または「はい」いずれか該当する方を必ず○で囲みお申ください。 (告知事項①～④について一つでも「はい」がある場合は、この保険はお申しいただけません。)また、告知義務違反があった場合は給付金のお支払いができなかったり、契約が解除となることがあります。 <告知事項> ①今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか ②現在、入院していますか。もしくは、最近3ヵ月以内に、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)および上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査(検査待ち期間を含みます)・治療・投薬をうけたことがありますか(疑いがあると医師に指摘されている場合も含みます) ③過去2年以内に、以下の病気で、医師の定期的な診察 ^(注1) ・検査 ^(注1) をうけるように指導されたことや、医師の治療・投薬をうけたことがありますか [脳しゅよう ^(注2) ・間質性肺炎・COPD(慢性閉塞性肺疾患)・肺線維症・じん肺・肺炎腫・慢性肝炎 ^(注3) ・肝硬変・慢性アルコール性肝機能障害・NASH(非アルコール性脂肪肝)・肝線維症・肝炎ウィルスキャリア(B型またはC型)・非浸潤性乳管ガン(上皮内ガン)・かいよう性大腸炎・慢性腎炎・慢性腎不全・GIST(消化管間質しゅよう) ^(注2) ・脾のう胞性しゅよう ^(注2) ・膀胱しゅよう ^(注2) ・子宮頸部異形成(高度異型性CIN3)・子宮内膜異型増殖・卵巣境界悪性しゅよう・白板症・日光角化症(老人性角化腫)・色素性乾皮症・ボーエン病] (注1)「診察・検査」には、治療終了後の経過観察のための診察待ち期間、検査待ち期間を含みます。 (注2)悪性が否定されているもの。 (注3)慢性肝炎には、肝炎が6ヵ月以上継続しているものも含みます。 ④過去2年以内に、健康診断(婦人科検診・特殊健康診断を含みます)・ガン検診・人間ドック・脳ドックをうけて、以下の検査で異常(要再検査・要精密検査・要治療を含みます)を指摘されたことがありますか。(再検査・精密検査の結果、ガン・悪性新生物・上皮内新生物(上皮内ガン)・異形成やその疑いが否定され診療終了となった場合は「いいえ」と告知してください。) [胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査(または内視鏡検査)、乳房レントゲン検査(マンモグラフィ検査)・腹部超音波検査、乳房超音波検査・CT検査・MRI検査・PET検査・便潜血検査(または大腸内視鏡検査)、肝炎ウィルス検査(HBs抗原・HCV抗体)、腫瘍マーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等)]
保険期間および 保険料払込期間	10年 ※保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、健康状態にかかわらず、ご契約は自動的に更新されます。更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。 ※更新後のご契約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してご契約を更新します。 ※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてご契約は自動的に更新されます。給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。
保 険 料 の 払 込 方 法	経済産業省・各経済産業局・特許庁にお勤めの方 :保険料は団体取扱月払です。団体の収納代行会社の請求に基づき、毎月20日に契約者指定口座から振替えます(20日が土・日・祝日の場合は翌営業日)。第1回は令和2年7月20日(月)です。口座振替用紙の提出が必ず必要となります。口座振替用紙を提出いただけない場合、ご加入いただけない場合があります。 ※出向中の職員の方については、保険料の振替に関する明細書は発行しませんので、あらかじめご了承ください。 独立行政法人にお勤めの方 :保険料は団体取扱月払です。毎月の給与から控除します。(第1回目は令和2年7月の給与から控除します。)
給付金などの 受 取 人	被保険者
代理請求特約に つ い て	ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、給付金などを請求することができます。 ①死亡保険金の受取人 ②被保険者の戸籍上の配偶者(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合) ③被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合) ※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。
税務のお取扱い (令和2年1月現在)	保険料は生命保険料控除の対象となります。(所得税法76、地方税法34・314の2) すべての給付金は非課税です。(所得税法基本通達9-21)
退職後のお取扱い	団体取扱でご継続することができます。この場合、保険料は毎月ご指定の口座より引去ります。現在給与引去りの方は口座振替依頼書のご提出が必要になります。

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。
①アクサ生命のホームページ(www.axa.co.jp/)へアクセスし、「デジタル約款」を選択。
②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※「デジタル約款」は契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。
※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、お問合せ先までご連絡ください。

給付金などの支払事由と支払限度などについて

重要

ガン治療保険

	名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
主契約	ガン手術給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、保険期間中に所定のガンの治療を直接の目的とした所定の手術を受けられたとき	基本給付金額×2	ありません
	ガン特定手術サポート給付金	保険期間中に、ガン手術給付金を支払われる手術のうち、以下の手術を受けられたとき (1)食道切除術および食道全摘出術 (2)胃切除術および胃全摘出術 (3)小腸切除術および小腸全摘出術 (4)結腸切除術および結腸全摘出術 (5)直腸切除術および直腸全摘出術 (6)肛門切除術および肛門全摘出術	基本給付金額×2	ありません
	ガン放射線治療給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、保険期間中に所定のガンの治療を直接の目的とした所定の放射線治療を受けられたとき	基本給付金額× 2	60日に1回
	化学療法給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、保険期間中に所定のガンの治療を直接の目的とした所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をされたとき	基本給付金額 (お支払事由に該当した日が属する月ごとに1回)	通算60ヵ月
	緩和療養給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき ①ガン性疼痛緩和を目的とした、所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をされたとき ②ガン性疼痛などの各種症状の緩和を目的とした、所定の緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院をされたとき	基本給付金額 (お支払事由に該当した日が属する月ごとに1回)	通算60ヵ月
上皮内新生物治療給付特約	上皮内新生物手術給付金	責任開始期以後に診断確定された所定の上皮内新生物を直接の原因として、保険期間中に所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした所定の手術を受けられたとき	特約基本給付金額×2	ありません
	上皮内新生物放射線治療給付金	責任開始期以後に診断確定された所定の上皮内新生物を直接の原因として、保険期間中に所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした所定の放射線治療を受けられたとき	特約基本給付金額×2	60日に1回
ガン先進医療給付特約(12)	ガン先進医療給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、保険期間中に所定のガンの治療を直接の目的とした所定の先進医療による療養を受けられたとき(ただし、先進医療にかかる技術料*が「0」の場合を除きます。)	先進医療にかかる技術料*と同額	1回の療養につき1,000万円、 通算2,000万円
	ガン先進医療一時金	ガン先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたとき	1回の療養につき15万円	—

*被保険者が受けられた先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。

■主契約のガン手術給付金および上皮内新生物治療給付特約の上皮内新生物手術給付金について

- ガン手術給付金のお支払対象となる所定の手術は、次のいずれかに該当する手術に限ります。
 - 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること
 - 医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている施術のうち、造血幹細胞移植であること
- 上皮内新生物手術給付金のお支払対象となる所定の手術は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術に限ります。
- 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、所定のガンの治療を直接の目的とした手術でなければガン手術給付金の、所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした手術でなければ上皮内新生物手術給付金のお支払対象となりません。
- ガン手術給付金のお支払対象となる手術については、所定のガンの治療を直接の目的とした手術であるものに限ります。
 - 上皮内新生物手術給付金のお支払対象となる手術については、所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした手術であるものに限ります。美容整形上の手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、治療を直接の目的とした手術には該当しません。
- 同一の日にガン手術給付金のお支払事由に該当する手術を複数回受けた場合は、いずれか1つの手術についてのみ、ガン手術給付金をお支払します。
 - 同一の日に上皮内新生物手術給付金のお支払事由に該当する手術を複数回受けた場合は、いずれか1つの手術についてのみ、上皮内新生物手術給付金をお支払します。
- 所定のガンおよび所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした手術であっても、以下の手術は対象外となります。

- (1)創傷処理 (2)皮膚切開術 (3)デブリードマン
(4)骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、
整復固定術および授動術
(5)外耳道異物除去術 (6)鼻内異物摘出術 (7)拔牙手術

- 同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術については、いずれか1つの手術についてのみお支払します。

■主契約のガン特定手術サポート給付金について

※ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除きます。

■主契約のガン放射線治療給付金および上皮内新生物治療給付特約の上皮内新生物放射線治療給付金について

- ガン放射線治療給付金および上皮内新生物放射線治療給付金のお支払対象となる所定の放射線治療は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療に限ります。
- 主契約の化学療法給付金について
 - 化学療法給付金のお支払対象となる所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院に限ります。
 - 所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が公的医療保険制度の給付対象となる場合に限り、化学療法給付金をお支払します。
 - 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、被保険者が当該処方せんにもとづいて抗がん剤の支給を受けた場合に限り化学療法給付金をお支払します。

※通院には、往診を含みます。

※抗がん剤による治療を受けられる予定または受けられた場合で、投与される抗がん剤が化学療法給付金のお支払対象となる抗がん剤であるかご不明な場合は、アクサ生命の営業店または本社にお問合わせください。

■主契約の緩和療養給付金について

- 緩和療養給付金のお支払対象となる所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院に限ります。
- 緩和療養給付金のお支払対象となる所定の緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院に限ります。
- 所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料もしくは処方せん料または緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算もしくは有床診療所緩和ケア診療加算が公的医療保険制度の給付対象となる場合に限り、緩和療養給付金をお支払します。
- 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、被保険者が当該処方せんにもとづいて所定の疼痛緩和薬の支給を受けた場合に限り緩和療養給付金をお支払します。

※通院には、往診を含みます。

※疼痛緩和薬による治療を受けられる予定または受けられた場合で、投与される疼痛緩和薬が緩和療養給付金のお支払対象となる疼痛緩和薬であるかご不明な場合は、アクサ生命の営業店または本社にお問合わせください。

■ガン先進医療給付特約(12)について

- 所定の先進医療とは、健康保険法などの公的医療保険制度にもとづく「評価療養」のうち、「高度の医療技術を用いた療養その他の療養」として厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」(以下「先進医療」)をその取扱いが認められた保険医療機関で受けられた場合を指します。ただし「先進医療」の取扱いが認められた保険医療機関で「先進医療」と同様の療養を受けられても、当該医療機関の判断によりその療養が「先進医療」として実施されたものでない場合には、この特約による給付対象とはなりません。
- 給付対象となる「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関は、厚生労働大臣の認定が適宜見直されることに伴い変更となることがあります。また「先進医療」にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。
- ご契約時点で先進医療に該当していた場合でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付対象となっている場合や医療技術などが見直され先進医療でなくなっている場合は、この特約からのお支払いはありません。
- 先進医療の種類およびその取扱保険医療機関については、厚生労働省のホームページでご確認いただけます。先進医療にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなして、ガン先進医療給付金をお支払します。なお、この場合、最初にそのガン先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときにガン先進医療一時金のお支払事由に該当したものとみなして、ガン先進医療一時金をお支払します。
- ガン先進医療給付金のお支払いがお支払限度(通算2,000万円)に達したときは、この特約は消滅します。

■自動更新について

- 保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、ご契約は保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。(保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。)
- 更新後のご契約の基本給付金額および保険期間は更新前のご契約のものと同一とします。
- 更新後のご契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超えるときは、保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるまで保険期間を短縮してご契約を更新します。また、更新前のご契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるときに、更新後のご契約の保険期間を終身としてご契約を更新します。この場合、更新後のご契約の保険料払込期間は終身とします。

■払いもどし金について

- この保険には払いもどし金はありません。

■保険料払込免除について

- 次の場合には保険料のお払込みを免除します。

- 責任開始期以後の傷害または疾病によって所定の高度障害状態に該当されたとき
- 責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、所定の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態に該当されたとき

保険料払込免除の対象となる高度障害状態

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

保険料払込免除の対象となる不慮の事故による障害状態

- 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 10手指の用を全く永久に失ったもの
- 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- 10足指を失ったもの

■代理請求特約について

- 代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除を請求できない所定の事情がある場合に、保険金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人が請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。)
- 代理請求人となられる方(複数の場合は全員)に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

- アクサ生命は、診療報酬点数表の改正により、手術料の算定される手術の種類が変更される場合など、このご契約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が行われた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこのご契約の普通保険約款(給付金のお支払事由に関するものに限ります。)を変更することができます。
- アクサ生命は、法令などが改正された場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって上皮内新生物治療給付特約およびガン先進医療給付特約(12)の特約条項(給付金のお支払事由に関するものに限ります。)を変更することがあります。

- 現在のご契約内容および継続保険料(保険料の更改等)について募集時に配付される「現在のご契約内容」でご確認ください。
- この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。
- この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。
- アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」を必ずご覧ください。

【取扱募集代理店】

一般財団法人 通商産業福祉協会
〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-22 機械振興会館別館2階
TEL 03-3436-1731・1732

【引受保険会社】

アクサ生命保険株式会社
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777(代表)

【取扱店】

アクサ生命保険株式会社 公法人部
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7470 ※音声ガイダンスに沿って「1」をご選択ください。

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。
 ●「アクサメディカルアシスタンスサービス」の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページでご確認いただくか、アクサ生命の担当者におたずねください。

24時間365日、PCやスマートフォンから文章や写真で相談できる、
オンライン健康相談サービス

オンライン健康相談 (Doctors Me)

健康・医療

薬のこと

歯の健康

栄養バランス

ペットのこと



医師



薬剤師



歯科医師



栄養士



獣医師

各分野に精通した専門家がお応えします。
匿名で相談できるので聞きづらいこともお気軽に！

セカンドオピニオンのご提供などで
最適な治療の選択をサポート

セカンドオピニオンサービス

総合相談医(日本を代表する名 医)によるセカンドオピニオン

より良い治療を選択するために、日本を代表して、現在の診断に対する見解や今後の治療方針、治療方法などについて意見(セカンドオピニオン)を聞くことができます。

▼総合相談医の判断により▼

無料で紹介状を作成し 優秀専門臨床医を紹介

セカンドオピニオンの実施後、総合相談医がよい症状に合わせて、優秀専門臨床医を紹介します。

り高度な専門性を必要と判断した場合、病名や(無料で紹介状を作成します。)

優秀糖尿病臨床医の紹介などで糖尿病の
早期発見・早期治療・重症化防止をサポート

糖尿病サポート サービス

糖尿病の相談サービス

糖尿病に関するさまざま なご相談にお応えします。

▼必要に応じて▼

優秀糖尿病臨床医
紹介サービス

糖尿病について豊富な専門知識を有する保健師・看護師がご相談を承ったうえで、必要に応じて「優秀糖尿病臨床医への診察依頼書」を発行し、早期の受診をお手伝いします。

▼必要に応じて▼

糖尿病の専門医療機関
案内サービス

ご希望の地域に優秀糖尿病臨床医がいない場合などには、独自の基準で厳選した専門医療機関をご案内します。

例えば、脳梗塞にかかりリハビリテーションや介護が必要になったら…
ご本人やご家族の不安・疑問にお応えします

介護・リハビリサポートサービス

サポートハンドブックを差し上げます。

介護・リハビリに関して不安があれば、まずはお電話ください。
介護やリハビリに関する情報をまとめたサポートハンドブックを送付するとともに、
ご相談にお応えします。

病院から説明を
受けただけ、専門用語
がよくわからない。

リハビリを続けているけど
なかなかうまくいかず、
精神的につらい…

リハビリ病院を
探さなければいけない…
どうやって調べたらよいのか
わからない。

介護
電話相談サービス

リハビリ病院・介護施設
情報提供サービス

介護に関するご相談にお応えします。介護・リハビリなどによって生じる精神的ストレスなどのご相談にも、電話によるカウンセリングでお応えします。

回復期のリハビリ病院や、介護施設関連の情報を提供します。
※入院や転院が可能な医療機関を紹介するサービスではありません。医療機関の紹介については、入院中の病院の主治医やソーシャルワーカーへご相談ください。

最近もの忘れが多く
なったような気がする…

病院で検査するほどでも
ないと思うのだが…

あたまの健康チェック

認知機能の変化に早めに気づいて対応するための簡易なチェックツール。
ご自身の認知機能の状態を約10分で確認することができます！

自宅で手軽にできる郵送方式の検査キット

優待価格

郵送検査キットによる血液検査サービス

生活習慣病+糖尿病検査キット

生活習慣病に関する12項目の値と、ヘモグロビン・エイワンシー(HbA1c)*の値をチェックすることができます。

ピロリ菌検査キット

胃がんや胃炎、胃潰瘍の原因といわれているピロリ菌の有無を調べることができます。

*血液中の糖の量を指す値で、糖尿病の診断指標となるもの。空腹時血糖よりも正確に糖尿病を判断できるといわれていますが、労働安全衛生法の定める定期健康診断では、必須項目とはなっていません。

※パッケージは変更となる場合があります。

サービス	ご利用になれる方			
オンライン健康相談 (Doctors Me)	対象保険商品の	 ご契約者さま	 被保 険者さま	 ご家族
24時間電話健康相談サービス	対象保険商品の	—	 被保 険者さま	 同居のご家族
セカンドオピニオンサービス	対象保険商品の	—	 被保 険者さま	—
糖尿病サポートサービス				
介護・リハビリサポートサービス	対象保険商品の	—	 被保 険者さま	 ご家族*
		*「あたまの健康チェック」は被 保険者さまと同居のご家族		
郵送検査キットによる血液検査サービス	アクサ生命の個人保険商品の	 ご契約者さま	 被保 険者さま	 ご家族